

Kyoto Japan 海外戦略プロジェクト
「海外小売店、飲食店等テスト販売事業」
出品事業者募集要項

新型コロナウイルスの感染拡大により、海外での営業活動、テストマーケティング等輸出拡大の取組みに大きな影響を及ぼしています。このような情勢の中、京都府、(公財) 京都産業 21、及び京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会では、府内事業者の輸出拡大を支援するため、11ヶ国・地域の民間事業者と協力し、「京都 POP-UP ストア」の設置、及び飲食店における京都メニューの提供を行うなど、テストマーケティング及び継続取引の機会を提供することとしております。

つきましては、出品事業者を以下のとおり募集いたしますので、ご関心のある府内事業者の皆様におかれましては、奮ってお申し込みください。

1 事業内容

① 海外小売店での府内産品の販売

② 海外飲食店（レストラン、カフェ）等での食材利用、店内販売

※①、②とも期間限定となりますが、販売好調商品については、定番商品・食材として、継続取引となります。

2 販売等期間

令和 3 年 1 月下旬～令和 3 年 3 月の中で、1 週間～2 ヶ月程度

※各小売店・飲食店の状況により異なる

3 対象国及び販売場所

○次の国・地域の小売店、飲食店等

中国（大陸部）、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、アラブ首長国連邦（ドバイ）、アメリカ、スイス、イタリア、ロシア

4 主催

京都府、(公財) 京都産業 21、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会

5 募集内容

(1) 応募資格

以下の条件を全て満たす企業・団体

① 京都府内に本社又は主たる営業所等を持つ企業・団体であること

② 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会に入会していること（食品出品事業者のみ）
→未加入の場合は、入会申し込み後に出展申し込みを行ってください。

本応募資格を満たす企業・団体は、原則、入会可能です。

入会申込書

http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/documents/kyogikai_nyukai.doc

協議会 HP

<http://www.pref.kyoto.jp/n-yusyutsu/yusyutsu-kyogikai.html>

※非食品のみで応募する事業者は、京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会への入会は不要です。

(2) 対象品目

食品、伝統工芸品、化粧品、日用品、生活雑貨等（詳細は以下の表を参照）

対象品目一覧表

国・地域	販売場所 （予定）	募集対象						その他特記事項 （販売重点品目・輸入規制等）
		食品					非食品 （工芸品、 和雑貨等）	
		生 鮮	加工食品（飲料含む）			賞味期限		
常温	冷蔵		冷凍					
中国（大陸部）	小売店	×	○	×	×	180日以上	○	・肉類（エキス入り商品含む）は不可 ・野菜加工品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品は不可 【重点品目】日本酒、菓子類、調味料、念珠
台湾	小売店	×	○	×	×	120日以上	○	・肉類（エキス入り商品含む）は不可 【重点品目】菓子類
香港	小売店	×	○	○	○	90日以上(120 日以上が望ま しい)	×	・生肉、乳、乳飲料、アイスクリーム、シャーベットは輸入ライ センスの都合上、今回は対象外 ・着色料（紅麴色素、紅花色素、赤104、105、106）を使用して いる食品は輸入禁止のため対象外 【重点品目】菓子類、調味料、冷凍総菜
シンガポール	飲食店 （小売コーナー 併設）	○	○	○	○	90日以上	○	・生鮮食品は、消費期限が10日以上とする ・ケシの実等を使用している食品及び肉加工品、鶏卵加工品等は 輸入禁止のため対象外 【重点品目】冷凍食品、レストランで使用できる食材、調味料、 抹茶商品
タイ	小売店 （カフェ併設）	×	○	○	○	90日以上	○	・酒類は募集対象外 ・肉類（エキス入り商品含む）は不可 【重点品目】抹茶、手頃な価格のかわいい美味しい菓子類、小 物・雑貨、茶道具、食器
ベトナム	飲食店 （小売コーナー 併設）	○	○	○	○	30日以上	○	・生鮮食品は、消費期限が10日以上とする ・1月13日～14日に個別商談選考会を実施 【重点品目】京野菜、レストランで使用できる食材（干物等）
アラブ首長国 連邦	小売店	×	○	×	×	120日以上	○	・酒類は募集対象外 ・原材料にハラル認証を取得していない動物由来成分及びアル コール成分を含む食品は不可 【重点品目】菓子類（特にラングドシャ）、化粧品
アメリカ	小売店	×	○	×	×	180日以上	○	<食品> ・酒類は募集対象外 ・肉類（エキス入り商品含む）は不可 ・H A C C P 認証施設で製造していない水産加工品は不可 ・クチナシ、紅麴、紅花、合成着色料(赤100番台等)、ステビア、 麻の実使用商品は不可 <非食品（工芸品、和雑貨等）> ・単価が卸価格で5,000円以上の商品は今回は対象外 【重点品目】お茶・菓子類
スイス	小売店	×	○	×	×	180日以上	○	・肉類（エキス入り商品含む）、乳製品は不可 ・酒類は今回は対象外 ・ステビア、クチナシ、紅麴、紅花使用商品は不可 ・お茶はEUオーガニック対応可能商品のみとする 【重点品目】（スイス）お茶・菓子類 （イタリア）服飾・服飾雑貨・和雑貨等
イタリア	小売店					120日以上		
ロシア	小売店	×	×	×	×	-	○	・アクセサリーは今回は対象外 【重点品目】装飾品・食器・テーブルウェア

○＝対象、×＝対象外

各国・地域共通事項

募集数：5～10 社程度（アイテム数は別途相談）

取引条件：主催者が指定する国内事業者との国内取引（納品・決済）、原則全量買取り

※商品単価が一定金額（10 万円程度）を超える商品については、委託販売としての商
談となる場合があります。

(3) 出品条件

- ① 各出品国・地域の輸入規制に適合した商品であること
※上記5「対象品目一覧表」その他特記事項については、主な輸入規制のみを記載しています。物流業者・対象国税関等との調整により、輸入規制に適合しないことが判明した場合は、採択された商品であっても、出品できない場合がありますので、予めご了承ください。
- ② 本事業での販売に適した商品であること（他府県の名産・特産品等は不可）
- ③ 商品の製造責任が取れること（海外PL保険に加入していることが望ましい）
- ④ 主催者が指定する国内事業者との取引に同意いただけること
※既に現地代理店をお持ちの場合は、個別に御相談ください。
- ⑤ 日本国及び現地の法令に違反しないこと

(4) 募集期間

2020年12月4日（金）～ 12月25日（金）

(5) 選考

申込多数の場合は、書面選考により、出品事業者を決定します。

また、ベトナムに関しては、書類選考の後1月13日・14日に開催する運営事業者との個別商談会により、採否を決定します。（個別商談会の詳細は、1月5日以降に連絡します。）

【選考基準】

- 現地運営者の意見（消費者ニーズ、価格、商品競合など）
- 京都産で健康、安心、安全など付加価値の高い商品
- 京都府のPR、京都ブランド発信に適した商品
- 生産地、府内産原材料の有無、府内加工工程の有無
- 貿易難易度

※選考結果は1月29日（金）までに、順次メールにて連絡いたします。

なお、選考の経緯・結果についての問合せ、異議申し立てには一切応じられませんので、予めご了承ください。

6 出品者負担

- 日本国内指定倉庫までの商品配送費
- 発注代金の振込手数料（国内送金）
- 栄養成分表示等、輸出入・現地販売における各種法令を満たすために必要な検査費用 等
※検査費用が高額であった場合、採択後でも出品辞退が可能です。
- 出品料（参加費）は無料

7 継続販売等

販売好調商品は、継続発注・販売となります。また、採用された商品の一部は、各店舗が運営するECサイト等での販売も同時に行う場合があります。

また、京都POP-UPストアについては、売上好調の場合、設置期間終了後も民営化により継続する予定であり、その場合も、売上好調商品は、定番商品として継続発注となります。

8 申込方法

出品申込書に必要事項を記入の上、メールでお申し込みください。

出品申込書はエクセルファイルのままでお送りください。（ファイルサイズは2MBまで）

【申込先】 market@ki21.jp

公益財団法人京都産業21 事業支援部 販路開拓グループ 谷口 宛

【申込期限】 2020年12月25日（金）正午

9 その他

(1) 情報公開・広報

出品企業・商品は記者発表等で公開することがあります。また、提供いただいた写真等の資料については、店舗PRのため、各種広報媒体に掲載する場合があります。

(2) 知的財産保護

出品物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、出品者の責任となります。出品者は必要に応じて、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

(3) テストマーケティング

各商品の販売状況、消費者の反応については、運営事業者からレポート等は発出いたしません。出品者より、運営事業者にお問い合わせいただき、必要な情報を入手いただきますようお願いいたします。主催者にお問い合わせいただいても結構です。可能な範囲にて、情報を入手し、お伝えします。

(4) 裏ラベルへの対応

主催者が指定する日本国内事業者が作成した外国語ラベル（データ提供）を出力の上、商品に貼付した状態での国内納品をお願いする場合があります。

(5) 事業の中止、延期等

世界各地での新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本事業が中止、又は延期される場合があります。その場合、出品者負担の賠償等については対応できませんので、予めご了承ください。

10 問合せ先

本事業に関するご質問やご不明点がございましたら、以下までお問合せください。

京都海外ビジネスセンター事務局 電話：075-366-4364